

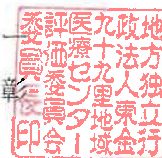


令和4年12月28日

東金市長 鹿間 陸郎 様
九十九里町長 大矢 吉明 様

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター

評価委員会委員長 鈴木 紀 章



意 見 書

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター役員報酬等規程の一部改正について、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第56条第1項において準用する第49条第2項の規定による地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第56条第1項において準用する第49条第1項の規定により令和4年12月15日付け東企医第30号で通知のあった地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター役員報酬等規程の一部改正について、異論はない。

なお、委員からの個別の意見については、以下のとおりである。

- ・ 会議資料によれば、監事の業務については、その充実を図り、単純に日数で換算できないものを含め、切れ目なく担わせていく必要があることから、スポット的に現地業務を行ったことに対し報酬を支払う日額制よりも、月額制の方が望ましいとのことだが、これには合理性がある。また、報酬額についても、他の事例及び今後の監事の業務活動内容に照らせば従前と比べ、高額とは言えない。
- ・ 東千葉メディカルセンターにおいては、給与等について、不正事案が発生するとともに収賄の容疑で逮捕者がでるなど、ガバナンスの早急な確立・職員における規範意識の醸成が求められているところであり、新たな監事に期待される役割は大きく、新たな監事監査規程の下、監事には、法人執行部会議への出席等を通じ、法人と連携を密にして業務を全うしていただくことを期待する。